

水道局職員を装った訪問販売に注意を

水道局と関係があるような口ぶり
で「水質検査に来た」などと言って
強引に家の中に入り込み、浄水器の
販売や宅地内給水管改修工事などを
勧誘する業者がいるという市民から
の連絡を受けています。

水道局では、浄水器の販売や依頼
がない水質検査は一切していません。
訪問販売の業者が来ても、必要
がなければ、はっきりと断りましょ
う。

こんな言葉にだまされないで！

◇近所を無料で点検している
◇（水道水に試薬を入れて）色が

変わったので危険だ

◇給水管または排水管が老朽化し
ているようなので洗浄や修理を
した方がいい

うやむやな態度を見せると、高額
な清掃や工事を請求しようとしま
すので、注意してください。

不審に思ったら水道局や消費生活
センターに問い合わせてください。

●問い合わせ先

料金施設課給排水設備担当

☎(580)1928

乗り入れブロックは危険です

車道と歩道の段差に、乗り入れブ
ロックや鉄板を置くことは、道路管
理上、支障があり違法です。

また、乗り入れブロックや鉄板が
原因で事故が起こった場合、設置者
の責任が問われることがあります。

道路を安全に通れるよう、乗り入
れブロックや鉄板の撤去をお願いします。
ます。

なお、車庫への出入りなどのため
に歩道の切り下げ（段差解消）が必
要な場合には、自己負担で工事をす
ることができま

●問い合わせ先

建設管理課管理担当

☎(580)1879



乗り入れブロック



切り下げイメージ



新聞購読トラブルが後を絶ちません

相談事例

ある日突然、新聞が配達されだ
した。販売店に尋ねると「5年前に契
約してもらった」と言われた。そう
いえば、その販売店からビールをも
らった記憶がある。その時に契約し
たと思う。現在、別の新聞を購読中
であり、2紙を同時に購読すること
は経済的に難しい。調べていくうち
に別の新聞が3年後に配達開始と
なっていることも分かった。3紙同
時に購読するなど到底無理だ。

解説とアドバイス

この場合、契約は成立しているの
で一方的に消費者から解約を申し出
ることはできません。消費生活セン
ターが事業者と交渉し、契約期間を
ずらして一紙ずつの配達にしてくら
うことになりました。

なお、事業者の勧誘方法によつて
は、更に契約内容変更の交渉も可能
です。

新聞の契約書面は紙片であるた
め、「契約した」という実感が湧き
ませんが、契約は成立しています。
高齢者の場合は、健康状態の悪化な
どでいつ読めなくなるかわからない
ことから、5年、7年といった長期
の契約は避けたほうが無難といえる
でしょう。また、先付け契約（将来
の契約）を販売店は競って行いま
す。消費者も景品に惑わされること
なく、必要性を判断して納得した上
で契約しましょう。

●市消費生活相談（予約不要）

平日 午前9時半～正午・午後
1時～4時半
市消費生活センター（市役所新
館4階）
☎(580)1968

※土・日曜日、祝日は消費者庁消費
者ホットラインを利用してくださ
い。

午前10時～午後4時

☎188（局番なし）

●問い合わせ先

安全安心課生活安全担当

☎(580)1897